

会員種別ならびに会費に関する規定

会員の種別とその会費等について次の通り定める。

1. 会員種別

- (1) 一般会員
 - (2) 以降以外の会員
- (2) 夫婦会員
夫婦でともに会員登録した会員
- (3) 家族会員
同一世帯で複数の会員登録した会員
- (4) 新卒会員
卒業後5年以内の会員
(注記1) 6年目からは一般会員となる。
(注記2) 2004年3月卒業から適用する。

2. 年間の会費

- (1) 一般会員 3,000円
- (2) 夫婦会員 1組 3,000円
- (3) 家族会員 1世帯 3,000円
- (4) 新卒会員 1,000円

3. 主会員の決定と対応

- (1) 主会員の決定
夫婦会員ならびに家族会員はその会員のうち1名を主会員とする。主会員以外を従会員とする。
- (2) 対応
会報等の送付ならびに諸連絡は主会員に行う。ただし、必要なときは従会員にも行う。

4. 会費の納入

- (1) 会費は年間分を一括して納入する。また、次年度以降の会費納入はさまたげない。
- (2) 年度途中入会の会費
 - ① 9月までの入会は当年分の会費を徴収する。
 - ② 10月以降の入会は当年度分を徴収しない。翌年度からの徴収とする。

2006年 5月12日 (役員会) 制定